

平成 30 年 3 月 22 日

立川市長 清水 庄平 殿

立川市生涯学習推進審議会  
会長 朝岡 幸彦

「学社一体」へ向けた取り組みにおける地域学習館のあり方について(中間答申)

平成 29 年 7 月の諮問について、別紙のとおり答申します。

答申の構成

【中間答申】

＜総論＞

- 1 「学社一体」に期待されること
- 2 学校支援地域本部事業や立川市民科に地域学習館がどのように関わるべきか
- 3 「学社一体」へ向けた取り組みにおける地域学習館のあり方

【最終答申】案

＜各論＞

- 4 地域学習館が持つ教育資源を学校教育はどう生かすか
- 5 学校が持つ教育資源を地域学習館にどう生かすか
- 6 学校の負担をどう軽減するか

## 「学社一体」へ向けた取り組みにおける地域学習館のあり方について(中間答申)

### <総論>

#### 1 「学社一体」に期待されること

##### (1) いま、教育に何が求められているのか？

日本政府をはじめとする国連加盟国は、「Sustainable Development Goals(SDGs)=持続可能な開発のための目標：2030年（平成42年）までに世界の国々が達成すべき目標として合意された17目標169ターゲット」（国連総会決議/平成27年）の実現に向けて政策を進めている。

とりわけ、「目標4．すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」には、「4.7 2030年（平成42年）までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」というターゲットが設定されており、SDGsの実現のために「持続可能な開発のための教育(ESD)」の実践が不可欠のものとなりつつある。

もともと、「学習権宣言」（昭和60年3月29日 第4回ユネスコ国際成人教育会議採択）では、「学習権は未来のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。それは、生存の欲求が満たされたあとに行使されるようなものではない。学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である」と宣言されており、学習はすべての人々にとって生きるうえで不可欠の権利として認識されている。

いま、市民に求められる教育は、子どもから大人までのすべての世代が持続可能な地域社会を実現するための教育(ESD)に取り組むことであり、そのための環境醸成を行政が積極的に進めることである。

##### (2) 新教育委員会制度の課題と可能性

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号）によって、①教育委員長と教育長を一本化=新「教育長」、②教育長へのチェック機能の強化、③「総合教育会議」の設置、④教育に関する「大綱」の策定（首長）、⑤国による指示規定の明確化、などが図られた。

こうした動きを踏まえて、「立川市の教育に関する大綱（平成27年度～31年度）」では、立川市第4次長期総合計画の基本構想及び立川市前期基本計画の政策分野のひとつ「子ども・学び・文化」を、本市における教育に関する大綱とすることを総合教育会議において確認した。政策「子ども・学び・文化」の取組方針として、「1 子どもの成長に合わせた途切れのない子育て・子育ちの支援」「2 まちの未来をひらく子どもを育成する教育の推進」「3 生涯学習・スポーツ活動などによる学びと文化芸術のまちづくりの推進」が設定され、具体的な施策として「①子ども自らの育ちの推進」「②家庭や地域の育てる力の促進」「③配慮を必要とする子どもや子育て家庭への支援」「④学校教育の充実」「⑤教育

支援と教育環境の充実」「⑥学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」「⑦生涯学習社会の実現」「⑧スポーツ活動の推進」「⑨文化・芸術の振興」「⑩多文化共生の推進」「⑪男女平等参画社会の推進」が掲げられている。

とりわけ、「②家庭や地域の育てる力の促進」「⑥学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」のように、学校を地域社会から孤立させることなく子育て環境を整備することが、あとに見る中央教育審議会答申（平成27年）との関係で注目される。

### （3）社会教育・生涯学習の制度と理念

教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第百二十号）には、「第三条（生涯学習の理念） 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」「第十二条（社会教育） 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。2 國及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」「第十三条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力） 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」などの条文がある。

また、社会教育法（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）には、「第二条（社会教育の定義） この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」と規定されている。

さらに、成人教育の発展に関する勧告（昭和51年11月26日 ユネスコ総会採択）は、「『成人教育』という用語は、内容、段階及び方法がいかなるものであろうとも、正規なものあるいはその他のものであろうとも、学校、大学並びに見習い期間における当初の教育を延長するにしろ代替させるにしろ、組織された教育過程の全体を意味する。成人教育は、しかしながら、それ自体で完全なものとみなされてはならない。成人教育は、生涯教育・生涯学習の全体的な体系の一区分であり、不可欠な部分である。『生涯教育・生涯学習』という用語は、現行教育制度の再構成と教育制度の外にある教育的 possibility 全体の発展とを目的とする包括的な体系を意味する。」と述べている。

このように、これまで主として青少年や成人を対象に学校外で取り組まれてきた「社会教育」は、「生涯学習」によって学校をも含む地域の教育システム全体の発展を指すものとなり、そのための学校・家庭・地域の連携が強く求められている。

そのための学校と地域との連携・協働のあり方を具体的に提起したものが、中央教育審議会『新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）』（平成27年12月21日）であり、「都道府県や市町村の教育委員会内において、コミュニティ

イ・スクールや学校運営改善施策を担当する学校教育担当部局と、学校支援地域本部や放課後子ども教室等の施策を担当する社会教育担当部局との連携・協働体制の構築が不可欠である。また、首長部局等との連携・協働は、これからの中の教育改革の大きな柱となるものであり、学校と地域の連携・協働による取組は、地域のまちづくりや青少年健全育成、福祉、防災等の分野とも関連するものである。取組を円滑かつ効果的に進めていくためにも、総合教育会議を積極的に活用しつつ、部局横断で子どもの育ちを総合的・一体的に支援する体制を構築していくことが重要である。さらに、学校と地域の双方に、連携・協働を推進する窓口となる人材を配置することで、相互の役割分担を進めながら、連携・協働体制を構築・強化していく必要がある」と述べている。

この中教審答申は、同時に発表された「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」「これからの中の学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」とともに、今後の教育改革を方向づけるものとして、「『次世代の学校・地域』創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～（駆プラン）」に盛り込まれ、国の教育政策の行程表に位置付けられている。

#### （4）これからの立川市の社会教育と生涯学習

先の「立川市における生涯学習の振興方策について（答申）」（平成 26 年）の要点は、①「市民の共学・協働に育まれた“まち”づくり」を支える市民教育、②「学ぶ」ことは「生きる」こと、③市民として能動的・主体的に「生きる」ための計画、④「育ちあい、学びあう文化の香り高いまち」、などの概念で特徴づけることができる。まさに、立川市第 5 次生涯学習推進計画がめざす市民教育とは、①たちかわ市民交流大学を核とした市民の学び、②地域拠点としての地域学習館での学び、③市民の自己教育と相互教育の力をまちづくりに活かす学び、という 3 つの学びであり、それを推進する「総合的地域教育政策」が求められている。その中心として期待されているものが、たちかわ市民交流大学と地域学習館である。とりわけ、次世代を育む地域教育施設としての社会教育施設は、「学社一体型教育施設」として整備されることが期待されている。

「学校施設と他の公共施設等との複合化検討部会（文科省）資料（報告書案）」では、「『教育基本法に基づく教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）』では、多様な学習活動に対応した機能的な学校施設の整備を推進することや、学校施設の複合化や余裕教室の活用を促進することとしている」と指摘している。「2. 学校施設の現状と複合化の需要の高まり」の項目において、①耐震対策等の状況が公立小中学校の構造体の耐震化 95.6%（概ね完了の目途）であること、②老朽化の状況として築 25 年以上の改修が必要な公立小中学校施設が約 7 割を占めること、③厳しい財政状況下における対応として、改築よりも安価で廃棄物等も少ない長寿命化改修の導入や民間活力の活用、財源確保の取組が求められること、④余裕教室等の活用として、地域の実情やニーズに応じ、様々な用途に活用が考えられること、⑤学校施設と他の公共施設等との複合化の需要が拡大すること、を踏まえて「学校施設の複合化の検討機会の増加が予想される」と述べている。さらに、「4. 学校施設の複合化の特徴と取組事例（複合化の効果的な取組事例）」として、①施設機能の共有化による学習環境の高機能化・多機能化：志木市立志木小学校、②児童生徒と施設利用者との交流：宇治市立小倉小学校、③地域における生涯学習やコミュニティの拠点の形成：南砺市立利賀小中学校、④専門性のある人材や地域住民との

連携による学校運営の支援：かほく市立宇ノ気中学校、⑤効果的・効率的な施設整備として（ア）敷地の有効活用：京都市立京都御池中学校（イ）既存の学校施設の活用：世田谷区立砧南中学校、が紹介されている。

本市においても、「立川市公共施設保全計画（平成 24 年）」で「保全計画の対象建物は、120 建物（145 施設）約 33.8 万 m<sup>2</sup>です。そのうち、学校教育施設は約 19.4 万 m<sup>2</sup>（57%）を占めています。大規模改修が必要とされる築後 30 年以上（平成 24 年時点）は、約 22.8 万 m<sup>2</sup>（67%）です。そのうち、学校教育施設は約 17.6 万 m<sup>2</sup>（77%）を占めています」と指摘した上で、<保全優先度>（総合劣化度と施設重要度による保全優先度の判定）として、優先度 1 に 14 建物のすべてが小学校及び中学校、優先度 2 に 17 建物のうち 12 建物が小学校及び中学校、他に保育園 4（及び福祉作業所 1）を位置づけている。

## 2 学校支援地域本部事業や立川市民科に地域学習館がどのように関わるべきか

### （1）学校支援地域本部事業に地域学習館がどのように関わるべきか

#### （ア）学校支援地域本部事業の概要

社会が複雑多様化し、それに伴い学校の現場も複雑多様化した課題を抱えるに至っており、学校だけでこれらに対応していくことに限界が生じている。そこでこれらの課題は学校だけに責任を負わせるのではなく、これまで以上に学校、家庭、地域が、その連携協力のもとに責任を負うことが必要となっている。

このようなことから、平成 18 年改正の教育基本法 13 条では「家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」との規定を設けた。これを具現化するために文科省が始めた事業が、学校支援地域本部事業（以下、地域本部事業）である。この事業の目的は、第一次的には、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることにあるが、そのねらいは、地域で学校を支援することだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図ることをも含んでいる（文科省報告書「コミュニティ・スクールと学校支援地域本部について」平成 25 年参照）。

文科省の提案では、学校支援地域本部には、学区ごとに活動の企画、学校・地域との連絡・調整を行う「（地域）コーディネーター」を置くとともに、実際に学校支援活動を行う「学校支援ボランティア」（安全管理員、教育活動支援員、学習アドバイザー、スクールガード・リーダー等）を募り、ボランティアの交流や学校との調整はコーディネーターが行うという仕組みが提案されている。学校支援活動の例として挙げられているのは、①学習支援（授業補助、教員補助等）②部活動支援③環境整備（図書室や校庭などの校内環境整備）④子供の安全確保（登下校時の通学路における見守り等）⑤学校行事支援（会場設営や運営等の補助）である。

#### （イ）立川市の事業の現状

立川市においても、平成 28 年度からこの学校支援地域本部事業を立川市の事業として実施してい

る。全9校の中学校のうち6つの中学校、全20校の小学校のうち7つの小学校に、それぞれに対応した学校支援地域本部が設置され、それぞれにコーディネーターを1人以上置いている（1名～5名）。学校支援活動の内容は、学習支援（授業補助、教員補助等）、部活動指導（和太鼓部・英語部）、環境整備（学校周囲の清掃活動・花壇整備・中庭整備）、登下校安全指導（あいさつ運動）、学校行事支援（防災の日行事、入学式、体育大会、ホタル観賞会）その他である。

これらの学校支援地域本部の活動の活発さの度合い並びにその内容は一様ではない。29年度の活動記録によると、それぞれの地域本部の延べ活動日数は、ほぼ毎日が1校、50日以上が2校、10日以上30日未満が5校、10日以下が4校、不明が1校となっている。活動の内容も、学習支援は11校、部活動指導は3校、環境整備は5校、登下校安全指導は1校、学校行事支援は5校、その他が5校となっている。

立川市でこの事業が始まってから2年目だが、この制度の下、確かに活発に活動を行っている学校支援地域本部も少數あり、そこでは大きな成果をあげている。しかし、延べ活動日数30日未満の学校が全13校中9校となっており、本事業の活用が活発に行われているとは言い難い。

#### （ウ）地域学習館とは

本事業において地域学習館はどう関わっていくかを考えるに当たって、まず地域学習館のそもそもの目的について述べる。

公民館においては、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会の提供が行われてきたが、現代にあってはそれだけではなく、複雑化する地域の課題に対し、子どもから高齢者に至るまで地域住民が集い、これを自律的に解決する拠点となることが期待されるようになった。このような背景から、立川市は平成19年に、これまでの公民館事業を拡張した事業として「たちかわ市民交流大学事業」を立ち上げるに至った。これに伴い、公民館という名称は「地域学習館」という名称へと変更された（ただし、社会教育法の規定に準じた施設として運用されている）。この地域学習館は、たちかわ市民交流大学事業の中で「たちかわ市民交流大学」の実践の場として位置づけられた。

たちかわ市民交流大学事業の「意義」（特徴）も、たちかわ市民交流大学企画運営委員会によって、「①（目的）個々の市民が自己実現のための生涯学習を行うにとどまらず、これらの積み重ねを通じて、市民が主体となったまちづくり・地域づくりの実現も目的としていること、②（手法）上記の目的を達成するためにふさわしい手法として、市民、各種団体、行政が協働・連携し、かつ市民間の交流を促進するように事業を行うこと」と定められている。

従って、市民交流大学の考え方を取り入れた地域学習館の目的も、「個々の市民が自己実現のための生涯学習を行うにとどまらず、これらの積み重ねを通じて、市民が主体となったまちづくり・地域づくりを実現させること」ということができる。

#### （エ）学校支援地域本部事業に地域学習館がどのように関わるべきか

①学校支援地域本部事業の目的は地域学習館の目的に適合する

そもそも地域本部事業の目的は地域学習館の目的に適合的である。地域本部事業の目的は、前

述のように、「学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整える」ことにある。一方、地域学習館の目的は、「個々の市民が自己実現のための生涯学習を行うにとどまらず、これらの積み重ねを通じて、市民が主体となったまちづくり・地域づくりの実現」である。だとすると、例えば生涯学習で学んだことを子育てに役立てること、そしてその際に子どもが大人と交流することは、まさに地域本部事業の目的である「地域ぐるみで子どもを育てる」ことであり、地域学習館の目的である「市民が主体となったまちづくり・地域づくり」である。

#### ②地域学習館で学んだことを学校教育に役立てる

①でも述べたように、地域学習館や市民交流大学で学んだことを、本事業を通じて子育て（学校教育）に役立てるということが考えられる。例えば、茶道等の生涯学習講座の講師や受講生が、小学校の茶道部等を支援するという取り組み等が考えられる。このような取り組みは、学校教育であると同時に生涯学習であるということができる。

#### ③地域学習館施設を学校教育に役立てる

例えば、本部は小中学校の教室を借りなくても、地域学習館で学習支援活動を行うことができる。また、各種の学校行事も内容によってはここを拠点とできる。その際、地域学習館は地域住民が集う場所であることから、児童・生徒と地域住民はここで接する機会をもつことになる。これを促進するために制度的には、学校支援地域本部は優先的に部屋の予約ができる若しくは専用の部屋を持つことができる等の工夫が必要である。

#### ④まとめ

以上のことから、地域学習館の学校教育の支援の内容については、地域学習館や市民交流大学で学んだことを学校教育に役立てること、そして、地域学習館施設を学校教育に役立てることが指摘できる。これら2つの取り組みにより、大人は生涯学習をより一層進める機会が生まれ、本事業の狙いである「地域住民の生涯学習・自己実現」に貢献でき、さらには大人と子どもが接する機会が生れることから、もう一つの事業のねらいである「地域のつながり・絆を強化、地域の教育力の向上を図る」ことにも貢献できる。

そして、その方法については、学校支援地域本部事業の枠組みを活用し、地域コーディネーター及び学校側の本事業窓口（学校側コーディネーター）が積極的に地域学習館を利用する望まれる。また、地域学習館運営協議会や地域学習館職員も、これらコーディネーターと一緒にこの活動を支援することが望まれる。

### （2）立川市民科に地域学習館がどのように関わるべきか

立川市民科とは、市立小中学校の子どもたちが、立川市の歴史、文化、伝統、産業等を学ぶカリキュラム若しくはこれを実施する立川市の独自事業のことである。カリキュラムの主な内容は、中学校区（9学区）ごとに小中学校の話し合いで「立川市民科全体計画」の中で定められ、期間は小学1年生から始まり中学3年生までの9年間である。全ての学区の計画が、地域を「知る」ことだけではなく、地域と「関わる」（参加や貢献）ことも内容に入れている。このカリキュラムは、既存の科目に市民科という科目を新たに一つ増やすというものではなく、既存の科目（総合・社会・図工・生活）の

枠を使って、小中学校の教員に無理のない範囲で実施されている。これに加えて、現在では、大人を対象にしたこうした立川を学ぶ講座を「立川市民科」と称して地域学習館で開催している。

地域学習館は、立川市や当該地域の歴史、文化、伝統、産業を知る者・関わる者が、学校と直接あるいは（地域コーディネーターを通じて）間接にコミュニケーションをとりながら、小中学校のカリキュラムの作成や講義・実習の具体的な内容の策定を行う拠点となることが考えられる。地域学習館の目的は、前述のように、「個々の市民が自己実現のための生涯学習を行うにとどまらず、これらの積み重ねを通じて、市民が主体となったまちづくり・地域づくりを実現させること」にあるが、このまちづくり・地域づくりを担う者にまずもって必要となるのは、立川市や当該地域の歴史、文化、伝統、産業の知識である。従って地域学習館は、最も優先してこの取り組みを支援すべきである。

### 3 「学社一体」へ向けた取り組みにおける地域学習館のあり方

#### (1) 「学社一体」とは

「立川市第5次生涯学習推進計画」で示された「学社融合」という生涯学習の本旨をさらに発展させ、立川市独自の生涯学習推進理論として、今後根幹に据えることが目指されているのが「学社一体」の考え方である。「学社融合」とは平成8年4月に国の生涯学習審議会が提唱した概念で、「学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一步進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこうとする考え方であり、従来の『学社連携』の最も進んだ形態と見ることが出来る」（文部科学省）というものだ。立川市では、教育とは生涯に渡るものであり、学校教育も社会教育も生涯に渡る学習活動の一環としてとらえ、「学社融合」をさらに発展させる形で、より学校教育と社会教育を一体化させせるものとして「学社一体」を推進しようとしている。地域との連携を視野に入れた「学社一体」として、平成27年度から「学校支援ボランティア」に、平成28年度から「学校支援地域本部事業」に取り組んでいる。

#### (2) 立川市で行うべき「学社一体」のための取り組み

##### (ア) 現在行われている「学社一体」の取り組み

前述したように、平成18年改正の教育基本法第13条では「家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」との規定を設けた。この規定には、「学社融合」を一層進めるべきであるという意味も含まれる。立川市の「学社一体」へ向けた取り組みもこの規定を具現化する取り組みの一つといってよい。

「学社一体」として、立川市で現在主に取り組まれているのは「学校支援ボランティア」及び「学校支援地域本部事業」である。「学校支援ボランティア」は、学校が必要とする支援に協力する市民を募集・登録し、学校からの要請に応じて派遣するという取り組みである。

「学校支援地域本部事業」は、平成 28 年度から試行した。市民がコーディネーターとなって学校支援を行う仕組みで、設置状況については前述のとおりである。立川市のこれらの事業はまだ取り組み始めたばかりであり実績は芳しいものとは言えないが、これを積極的に活用する事案も出始めており、また、既にコーディネーターが多くの学区で選任され、ボランティアも多く登録されている。今後さらに積極的に進めていくための体制や仕組みづくりが求められる。

#### ※学校・家庭・地域の連携協力推進事業

学校支援地域本部事業に関連する国の補助金事業として、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」がある。平成 21 年に始まり、現在まで内容を変えながらも存続している事業である。「この補助金は、学校、家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進するため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開する経費の一部を補助し、もって、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに地域のコミュニティの活性化を図ることを目的とする。」(文科省、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱より)。

背景を含めてもう少し具体的に述べれば、「少子高齢化の進展、人口減少が進む地域において、学級規模の小規模化などによる教育上の課題や、学校統廃合の進行による学校と地域の関係の希薄化などの課題について、地域人材による学校の教育活動の支援によって、その課題の緩和・解消や、学校や地域の教育環境の魅力の向上を図っていく必要がある。本事業は、地域活性化のための仕組みづくりや、地域の活性化に直結する施策を有機的に組み合わせて、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域創生の実現を目指すものである。」(学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領 - 学校を核とした地域力強化プラン-)。

#### (イ) 学校と地域学習館の複合施設の取り組み

柴崎地域学習館と第一小学校は、市内初の学校と社会教育の複合施設として、平成 26 年 9 月に開館した。第一小学校の改修に合わせて、柴崎地域学習館と柴崎図書館、柴崎学童保育所を併設したものであり、異世代間の交流が促され、地域のコミュニティや学びの拠点になることが期待されている。

現在取り組まれている連携・協働活動として、例えば次のようなものが挙げられる。

①複合施設内の、学校・地域学習館・図書館・学童保育所による「四者会議」が定期的に開かれている。

②地域学習館と学校が最も接している 3 階の学校棟にある陶芸室を、地域学習館と学校が共有して利用しており、市民・児童相互の作品を通しての交流や、利用サークルによる児童への指導の働きかけが始められている。

③地域学習館まつりで、児童が描いた絵などを展示している。

本複合施設は、立川市にとっては、「学社一体」の理念を形にした先進的事例であるといえるが、ハード面の一体化に対して、実際の事業や人と人との交流などソフト面においては、「一体」以前に交流・連携・協働の段階で多くの課題があり、期待されていた成果は十分得られていない。

主な課題・要因として、例えば次のようなことが挙げられる。

①「児童の安全・安心」の確保と、「開かれた学校」の実現との間にジレンマがある。

- ②学校カリキュラムの運営と教師の多忙化で、地域学習館との連携を考える余裕がない。
- ③「四者会議」が連絡以外の具体的な連携の協議には十分至っていない。
- ④地域学習館自体に子どもの利用者が少ないため、まずは地域学習館に子どもを呼び込む必要がある。

複合施設化が即座に「学社一体」の推進に結びつかない現状をふまえると、意図的に「学社一体」をどう仕掛けるか、それぞれの事業に無理なく位置づけるためにはどうしたらいいのか、学校と地域学習館の双方に意識改革が必要であり、また関係者との問題意識の共有が求められる。

### (3) 「学社一体」へ向けた取り組みにおける地域学習館のあり方

#### (ア) 当面のあり方

以上のように、「学社一体」の取り組みが学校支援地域本部事業の枠組みを利用するものとすれば、地域学習館もその枠組みを利用して「学社一体」の取り組みを行うことが望ましい。すなわち、地域学習館は、地域コーディネーター及び学校側の本事業窓口（学校側コーディネーター）と協力して「学社一体」の取り組みを行うことが望ましい。それが効率的であり、国の補助金も期待できる。

そして、地域学習館の学校教育への働きかけの具体的な内容として、まず、地域学習館や市民交流大学で学んだことを学校教育に役立てることが考えられる。このような取り組みは、学校教育であると同時に生涯学習であり、まさに「学社一体」の取り組みということができる。

#### (イ) その先のあり方

もっとも、5ページの「(イ) 立川市の事業の現状」でも述べたように本制度の活用状況は芳しくはない。これは学校支援地域本部事業の制度設計に問題があるか（既にこの事業の課題は指摘されている）、若しくは立川市には合わない制度ということも考えうる。「持続可能性」がゆらいでいるのである。従って、この制度の枠組みにいつまでもこだわらず、場合によっては立川方式と呼ばれるような独自な制度にシフトし、その中で地域学習館をよりよく位置づけようとする検討・努力も必要である。その際には、既に独自の取り組みを行っている他の自治体の例が参考になる。例えば長野県飯田市の「地育力」をキーワードとする取り組み等が挙げられる。

#### (ウ) 各種事業への地域学習館の関わり方について

地域学習館は、地域の生涯学習の拠点として、またコミュニティづくりの拠点としてその役割を果たしてきた。また、学びをきっかけとした交流の場づくりや、新たなコミュニティづくり、地域の課題解決につなげていくことを目指し取り組んでいる。

こうした機能や役割をさらに発展・強化することは、「学社一体」を実現していくことにつながっていく。地域学習館での講座や地域学習館を利用する団体・サークルの学習成果を学校支援活動につなげる、地域学習館まつりなどで市民及び児童・生徒の学習成果の発表などを通じて交流をつくり出す、学校や保護者の直面する課題を探り地域住民とともに学ぶ講座などの学習機会を企画・運営するなど、地域の様々な団体・人材や地域学習館利用者が持つ多様な教育資源に子どもたちが接することができ

るような機会を、まずは学校と地域学習館の双方が可能な形で実行していく必要がある。学校教育活動においては、放課後子ども教室やクラブ活動、学習支援などがこれに当たる。

#### ①学校支援ボランティア事業

放課後子ども教室、クラブ活動、授業での学習支援など、学校支援ボランティアとして地域学習館での学習成果を活かすことができるよう、地域学習館が橋渡しをする。学校支援ボランティアとして活躍が期待される活動をしているサークルや利用者を発掘したり、学校支援ボランティア経験者とこれから始めたい人との交流を企画したり、学校からの学校支援ボランティア活動の相談窓口となったりすることが考えられる。

#### ②学校支援地域本部事業

地域学習館利用サークルに、学校や地域学習館で子どもたちと関わる企画を提案し考えてもらうことなどが考えられる。こうした活動の実現のためには、学校支援コーディネーターと地域学習館が連携・協働して働きかけ、橋渡し、企画の助言などを行う必要がある。

#### ③立川市民科

学校における立川市民科の企画段階から地域学習館が参加し、地域住民や人材との調整・橋渡しを行うことで、子どもたちと地域住民双方にとっての学習につながることが考えられる。子どもたちの立川市民科での学習成果を地域学習館で発表・展示したり、その逆に地域学習館での市民対象の地域についての学習成果を学校で子どもたちに発表したり、地元の歴史・文化などについて子どもと大人がともに学びあうなどが考えられる。

#### ④地域学習館事業

「学社一体」のためには、地域学習館を地域の子どもや保護者にとってより身近なものとして認知してもらい、利用してもらうよう努める必要があり、そのための働きかけも重要である。地域の保護者の学習ニーズを理解し、課題解決につながるような学習の機会を提供したり、さまざまな世代との交流する機会を設けたりすることなどが考えられる。また、学校支援に関わる住民や職員などと地域学習館が定期的に情報交換をし、地域のニーズを把握することも必要だろう。さらに、子どもにとって地域学習館が身近な施設になるような働きかけを行うことも求められる。学校や児童館とは異なる機能を地域学習館は有しており、その強みを生かした取り組みが求められる。例えば、子どもの居場所となるような場づくりなどが考えられる。

### (エ) 地域学習館運営協議会が果たす役割

「学社一体」の実現のために不可欠なのは、地域学習館運営協議会の役割である。地域学習館運営協議会は、行政と協働して、住民相互の学びあい（相互教育）の機会を育み、市民主体の地域づくりを目指すために、地域課題の共有化と課題解決に向けた学習の推進に取り組んできた。それぞれの地域の課題や実情に応じた、地域活性化講座の企画・運営など、その活動は成果を挙げてきている。今後、より地域に根差した「学社一体」を進めていくために、地域学習館運営協議会委員は職員と連携し、より積極的にその役割を果たしていくことが期待される。そのためには、地域学習館運営協議会を構成する委員に学校関係者（校長・副校長など）やPTA役員、学校支援コーディネーターなどを入れることも検討していく必要がある。

(オ) 地域学習館職員に求められる専門性

学社一体を推進していくためには、地域学習館職員は、地域学習館利用者やサークル、市民活動団体などと学校をつなぐコーディネーターの役割を果たすことが求められる。コーディネートの専門的な力量の形成が期待される。